

平成 25 年度税制改正大綱について

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
会 長 伊 藤 博

平成 25 年度税制改正の最重点課題である住宅消費税について、本会では、住宅取得時に係る税負担が現行以上に増加しないよう、増税分の還付（給付）措置の創設について要望を行ってきた。

今回の税制改正大綱では、住宅ローン減税を大幅に拡充したうえで、我々が要望してきた新たな給付措置を組み合わせることが盛り込まれており、内需の柱である住宅について相当な配慮をいただいたことは評価をしたいし、感謝を申し上げたい。

特に住宅ローン控除の住民税分の上限引き上げは、これまで減税の恩恵を充分受けられなかった低所得者に対する効果が期待でき、大いに評価したいところである。

ただ、給付措置については現時点で詳細が見えていない。今後、適用条件等について検討されるようだが、消費税増税の緩和策という本来の目的を達成するためにも、また、住宅取引活性化による内需拡大のためにも、年収要件や住宅の性能条件は付さないよう要望していきたい。

また、消費者への分かりやすさという点からも、税率 10% 引き上げ時には、是非とも住宅に係る軽減税率を導入していただくよう、本格的な検討を望むところである。

この他、土地・住宅に係る登録免許税の軽減措置の延長やリフォーム減税の拡充等も盛り込まれており、我々宅建業界としても、住宅・不動産取引を通じて、少しでも景気浮揚に貢献できるよう今後益々邁進していきたい。